

広島県訓令第九号

本 庁
地 方 機 関

不動産評価審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

不動産評価審議会規程の一部を改正する訓令

不動産評価審議会規程（昭和三十四年広島県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第六条第二項中「農林水産局農業技術課長」を「農林水産局農業担い手支援課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。